

小千谷市と株式会社第四銀行の移住及び空き家活用促進に関する協定書

小千谷市（以下「甲」という。）と株式会社第四銀行（以下「乙」という。）は、移住及び空き家活用促進に向けて、互いに連携・協力することに合意し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が域外からの移住及び空き家活用の促進に向けて相互に協力し、人口減少の克服・地域資源の活用に資することを目的とする。

（連携及び協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携・協力する。

- (1) 甲が「移住者向け支援」及び「空き家活用」につき設ける施策についての情報発信に関する事項
- (2) 乙が一般社団法人移住・住みかえ支援機構と提携して提供するローンについての情報発信に関する事項

（有効期間）

第3条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日までに、甲または乙のいずれかから、何らかの申し入れがないときは、1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（情報保護）

第4条 甲及び乙は、この協定に基づく事業を実施するに当たり、相手方から知り得た情報について、この協定の期間中はもとよりこの協定の終了後も第三者に対し開示し、又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合又は法令により開示を求められた場合は、この限りではない。

（協議）

第5条 この協定書に定めるもののほか、連携・協力の細目その他の事項については、両者が協議して別に定めるものとする。

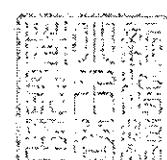
- 2 この協定書に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、その都度協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名捺印のうえ、各々1通を保有する。

平成28年3月11日

甲

新潟県小千谷市城内1丁目7番5号
小千谷市役所
小千谷市長 大塚昇一



乙

新潟市中央区東堀前通七番町1071番地
株式会社 第四銀行
取締役頭取 並木富士雄

